伊勢原市空き家バンク媒介に関する協定書

伊勢原市（以下「甲」という。）と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部（以下「乙」という。）は、伊勢原市空き家バンク実施要綱（令和８年伊勢原市告示　第１４５号。以下「要綱」という。）に基づき実施する空家等の媒介等に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、地方公共団体及び公益社団法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空家等に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進に資するものとする。

（業務執行体制の整備）

第２条　乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

(1) 社会的信頼の確保

(2) 取引の信頼性と安全性の確保

（媒介等の業務）

第３条　甲は、空家等の媒介に係る協力を依頼する場合、乙から提出された空き家バンク媒介業者一覧の中から、記載の順番に担当の媒介業者を決定するものとし、決定したときは、これを所有者等及び媒介業者に通知するものとする。

２　前項の規定により決定した媒介業者は、空き家バンクへの登録申請があった空家等の状況について、次に掲げる調査等を実施するものとし、その結果を甲及び乙に報告するものとする。

(1)　売買又は賃貸借契約に必要な事項の調査

(2)　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）（以下「宅建業法」という。）第３５条第１項に規定する重要事項の説明に必要な事項の調査

(3)　その他媒介業務に必要な事項の調査

３　媒介業者は物件調査後、所有者等が提出する要綱第４条の規定にする伊勢原市空き家バンク物件カード(第２号様式)の記載について、必要に応じて所有者等の支援を行うものとする。

４　媒介業者は、空き家バンクに物件登録された場合、当該空家等が売買を目的とする場合は、宅建業法第３４条の２の規定により、所有者等と空家等の媒介に関する契約を締結するものとし、これを乙に報告するものとする。ただし、空家等の賃貸借を目的とする場合は、この限りではない。

５　媒介業者は、物件情報を見た利活用希望者等から問い合わせを受けた場合、宅建業法その他関係法令に基づき、速やかにかつ適切に対応するものとする。

（媒介に係る結果報告）

第４条　媒介業者は、媒介の結果について、書面により速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（媒介の報酬）

第５条　空家等の媒介に係る報酬については、宅建業法第４６条第１項の規定に基づく額の範囲とする。

（苦情又は紛争の処理）

第６条　この協定において甲に関する行為を除き、空家等の媒介に関して苦情又は紛争が発生した場合には、媒介業者の責任において処理するものとし、その責を負うものとする。この場合において、乙は媒介業者に対して苦情又は紛争を解決するために業務規範にのっとり指導する。

（協定の期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、有効期間が満了する日までに、甲又は乙が書面により申し出を行わない場合、本協定は有効期間満了の日から１年ごとに更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第８条　甲又は乙は相手方がこの協定に違反したときは、本協定を解除することができる。

２　前項の規定により、この協定が解除され損害が発生した場合であってもお互いにその損害を請求しない。

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は、本協定に関連して知りえた業務上の情報を、本協定の存続期間中及び本協定の存続期間終了後も第三者に漏洩してはならない。

（覚書の廃止）

第１０条　本協定の締結に伴い、令和７年１０月２２日付けで締結した「伊勢原市空き家バンク制度に関する覚書」は、本協定効力発生の日をもって廃止する。

（その他）

第１１条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所有するものとする。

令和８年１０月　１　日

甲　住所　伊勢原市田中３４８番地

氏名　伊勢原市長　萩　原　鉄　也

乙　住所　神奈川県小田原市栄町１－５－１　サーパスシティ小田原１０１

氏名　公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部

支部長　北　村　久　史